

令和4年関川村議会10月（第10回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和4年10月13日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第62号 令和4年8月3日から的大雨等による災害被害者に対する村民税等の減免
に関する条例の制定について
 - 第 4 議案第63号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第8号）
 - 第 5 議案第64号 令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）
 - 第 6 議案第65号 令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第62号 令和4年8月3日から的大雨等による災害被害者に対する村民税等の減免
に
関する条例の制定について
 - 第 4 議案第63号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第8号）
 - 第 5 議案第64号 令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）
 - 第 6 議案第65号 令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）
-

○出席議員（9名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	7番	高	橋	正	之	君
8番	平	田		広	君	9番	伝		信	男	君
10番	菅	原		修	君						

○欠席議員（1名）

6番 加 藤 和 泰 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤	弘 君
副 村 長	角 幸	治 君
教 育 長	佐 藤 修	一 君
総 務 課 長	野 本	誠 君
住 民 税 務 課 長	荒 木 好	子 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 浩	一 君
農 林 課 長	富 樫 吉	栄 君
建 設 課 長	河 内 信	幸 君
教 育 課 長	渡 邊 隆	久 君
健 康 福 祉 課 参 事	佐 藤 惠	子 君
地 域 政 策 課 長	大 島 祐	治 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	熊 谷 吉 則
議 会 事 務 局 副 主 幹	小 池 由 美 子

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和4年関川村議会10月（第10回）臨時会議を開会します。

6番、加藤和泰さんから欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、伝 信男さん、10番、菅原 修さんを指名します。

日程第2、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年7月、8月分の例月出納検査結果の報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第62号 令和4年8月3日からの大雨等による災害被害者に対する村民税等の減免に関する条例の制定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、議案第62号 令和4年8月3日からの大雨等による災害被害者に対する村民税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

本日は、臨時会議をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましてはお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

8月豪雨の災害復旧に関しましては、農林関係・建設関係の被災施設について、それぞれ国の災害査定が始まったところであり、対応に当たっては新潟県や他の自治体の皆様のご支援をいただき

ながら早期復旧に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

さて、本日お諮りいたします議案第62号は、8月豪雨の被災者に対しまして令和4年度に課すべき村民税等を減免する条例の制定でございます。詳しくは住民税務課長に説明させます。

よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） それでは説明させていただきます。

別に配付の資料をご覧いただきたいと思っております。

提案理由といたしましては、8月3日からの大雨による災害被害者に対して、令和4年度分に課すべき村民税、固定資産税又は国民健康保険税を減免することについて条例を制定するものでございます。

初めに、1. 個人の村民税の減免（第3条関係）でございます。

前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方で、その方の同一生計者が所有する住宅等の災害での損害割合が10分の3以上である方が対象となります。罹災証明の被害の程度が、全壊、大規模半壊、中規模半壊のいずれかに該当した場合に、所得に応じて減免をするものでございます。

続きまして、2. 固定資産税の減免（第4条関係）でございます。

災害により著しく価格を減じた土地、家屋、償却資産について、被災の程度に応じて減免を行う規定でございます。土地の減免につきましては、課税対象となる土地が流失、埋没又は崩壊等し、当該土地が使用不能となり、土地価値を減じた場合に被害面積に応じて減免をするものでございます。

裏面をご覧ください。

家屋につきましては土地と同様、災害により著しく損傷を受け、家屋としての利用価値を減じた場合で、罹災証明の被害の程度に応じて減免するものでございます。

償却資産につきましては、災害により損害を受け、事業の用に供しなくなった場合に減免するものでございます。

3. 国民健康保険税の減免（第5条関係）でございます。

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となるものでございます。前年の世帯主及び世帯に属する被保険者の合計所得金額に応じて、被保険者が居住していた住家の損害の程度に応じて減免割合を規定するものでございます。

4. 減免の範囲（第6条関係）でございます。

いずれの税につきましても、減免対象となるものは、大雨被害が発生した8月3日以後に納期の末日が到来するものに限るものとし、また、未到来納期分の税額相当額が既に納付されているときは、減免決定に係る減免すべき税額相当分を還付するものでございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

国民健康保険税の減免の米印の下の方なんですけれども、世帯総所得とは、世帯主及び世帯に属する被保険者となっていますけれども、これは被保険者というのは国民健康保険と、それから世帯によっては社会保険に入っている人もいるわけですね。それも合わせてですか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） お答えします。

世帯主と被保険者といいますのは、実際に国民健康保険に加入している方のみになります。例えば家族の中で社会保険に加入している方がいれば、その方の所得は除かれます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） ということは、社会保険に加入している人は、その家族、結局世帯主は扶養家族になっていても世帯主の総所得には入らないわけですか。例えばうちのせがれが別に会社勤めをして社会保険に入っているわけですよ。これを見ると、被保険者となれば国民健康保険だけを考えればいいわけだと。そうすると、その所得というのは世帯主の総所得にはならないような感じがするんですけれども。というのは、例えばうちのせがれが会社勤めをしていて所得があるわけですよ。俺もある程度所得があるわけです。それを合わせた所得があれなんですか。それとも国民健康保険に加入している、例えばせがれは社会保険ですよ。俺は国民健康保険。じゃあ俺一人の所得でいいわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） 例えば息子さんが世帯主であれば、社会保険に加入していても世帯主課税となりますので、その方の所得も合計金額に含めることになります。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 今質問しているのはこの被保険者となっているこの部分、これを被保険者は国民健康保険だけであればその総所得が国民健康保険の被保険者だけの所得になるわけでしょう。この文章を見ると。うちの総所得というのは世帯主、例えば、皆扶養になっていれば、別に生計立てるけれども、他の所得があっても入らないわけですか。要は1つの家庭に俺と子供といるわけですよ。そんな中で俺も所得があるし子供も所得がある。ただ、子供は社会保険に入っていると。それで俺は国民健康保険に入っているけれども、社会保険に入っている、せがれの所得はここへは入らなくてもいいんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） 例えば、今の伝議員の家庭で例えると、息子さんが世帯主になっていけば、息子さんの所得も合計所得に入り、入らない、すみません、入りません。でも世帯主……。

○議長（渡邊秀雄君） しばらく休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） 先ほどの答弁を訂正いたします。

世帯主は納税義務者となりますが、実際に所得を合計するものにつきましては、実際に国民健康保険に加入している方の合計を計算いたします。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 4番についてお伺いします。

減免の範囲というところで、大雨被害が発生した以降に納期の末日が到来するものに限るものと、また、未到来納期分の税額相当額が既に納付されているときは減免決定に係る減免すべき税額相当額を還付するものとするということは、当年度の税の減免ということで、これは当年度の税の課税は前年実績による課税額になっているかと思うんですが、次年度ではなくて当年度の税の減免ということによろしかったですか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） はい。そのようになります。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） そうすると、今年の8月の豪雨被害によって次年度の税に関するものは、今回は特別制定していないということによろしいですね。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） この度の条例制定による減免につきましては、令和4年度分の村県民税が減免されることとなります。ただし、災害により住宅や家財などに損害を受けた方につきましては、所得税法に定める雑損控除の方法、または災害減免法に定める税金の軽減免除を受けられる場合がございます。適用を受けるには確定申告が必要になっておりまして、雑損控除の対象となるのはマイホーム、家財、車両など生活に必要な資産に限られております。

申告を行うための事前準備といたしまして、雑損控除の計算書を作成する必要がありますので、村では12月上旬に被災者のための雑損控除に関する説明会を開催する予定にしております。詳細に

つきましては、広報おしらせ版11月15日号に掲載予定になっております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今回の条例制定につきましては、被災者の方に大変救済支援に有効な手だてだと思っておりますが、過去にもこういう災害があった場合は、このように条例制定をして支援したものでしょうか。ちょっと過去の事例が私勉強不足で分からないので、こういう災害のあったときはこのような条例制定で支援するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） これまで、近年村にはこういった激甚災害に匹敵するような災害の発生がなかったということで、減免するという条例はございませんでした。今回、こういった災害が起こりまして、村民税、固定資産税、国民健康保険税を減免する条例を制定させていただくことになりました。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君）

もう1点関連してなんですけれども、そうしますと、例えば最近では今回の災害が初めてといたしますか、条例制定したのは近年では今回ということですが、こういう条例を制定する場合にひな形といたしますか、全国的なそういう事例等があり、それを基に組み立てをするのでしょうか。そのあたり教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） 減免割合などにつきましては、平成12年4月1日付けの事務次官通知がございまして、「災害被害者に対する地方税の減免措置について」という通知がございまして、それに基づき減免割合を決定いたしました。また、村上市も同様の減免割合となっております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第63号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第8号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第63号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第63号は、令和4年度関川村一般会計補正予算（第8号）でございます。

これは、8月豪雨の被災者支援として行う各種助成事業や、災害復旧事業費などの補正を行うものでございます。また、コロナ禍や物価高騰の対策としまして、低所得者層を支援するための国の給付金事業に加え、村の単独事業として全村民を対象とした暮らし応援商品券の交付事業、さらには農家に対する支援事業など、それぞれ必要となる事業費を盛り込んでおります。詳しくは総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、第8号の一般会計補正予算を説明させていただきます。

第1条では、予算の補正でございます。

3億5,620万円を追加いたしまして、予算総額84億5,890万円とするというものです。

第2条では、債務負担行為でございます。

11ページをお願いいたします。歳出からです。

2款総務費1項総務管理費、広報無線費でございますが、修繕料で330万円、これは水害で被害がありました屋外のスピーカー、あるいは落雷で被害がありました屋外スピーカー、その修繕。併せて戸別受信機の修繕ということで予算計上でございます。

安心安全対策費の災害対応資材リース料230万円、これは車のリース料の不足分でございます。

7目の地域振興費です。商品券発行事業費ということでございまして、これが18節の補助金に暮らし応援商品券として7,590万円計上してございます。先ほど村長の説明にもございましたが、コロナ禍に加えまして原油の価格、物価の高騰対策ということで、生活支援ということでございます。具体的には村民1人当たり1万5,000円分の商品券をお配りするというようにしてございます。その事務費といたしまして、印刷製本費で商品券であるとかチラシの印刷で150万円、郵便料で150万円、

換金業務委託料、これは村上信金を想定してございますが140万円、それぞれ計上してございます。コロナの交付金を活用して行うことにしてございます。

14節の工事請負費は、路線バス停留所看板設置工事です。道の駅と関川小学校前2か所で20万円です。補助金で集落施設等復旧事業補助金770万円、これは被害のありました集会施設の修繕などの措置でございます。例えば高田公会堂であれば集会施設の復旧に関してということで10分の9の補助率を制度設計してございます。

続いて、3款民生費社会福祉費、価格高騰緊急支援給付金事業費であります。

これは国の事業でございまして、18節に給付金として3,000万円計上してあります。住民税非課税世帯を対象として5万円ずつ給付するというものでございます。事務費としては需用費で5万4,000円、役務費20万6,000円、それからシステム改修の委託で100万円計上してございます。委託料で、災害支え合いセンター事業委託料270万円です。これは社会福祉協議会への委託をするものでありますが、生活支援相談員を配置いたしまして被災者支援を行うというのが主な内容となります。

13ページ、お願いいたします。

2項児童福祉費、保育園の修繕であります、大島保育園の駐車場の修繕でありまして、これも災害関連でございます。54万円。

4款衛生費3項上水道費、この度の豪雨で床上浸水、床下浸水された被害のあった世帯の皆さんには上下水道料金を4か月分全額減免するというようにしてございます。ここでは上水道の減免分ということで簡易水道事業会計に補助金として700万円計上してあります。

5款農林水産業費1項農業費です。

補助金が幾つかございます。農業振興対策事業補助金50万円、これは県の農林水産業振興資金の利子補給の関係で2分の1が県の補助となって2分の1が村ということでございます。

その下の農林水産業施設等災害復旧支援補助金8,643万円、これは被災農家に対する農機具等の補助金であります。県制度に村で上乗せ補助をいたします。そのほか県事業の対象とならないものに対しましても、村が単独で補助するというようにしてございます。

14番で農作物豪雨被害緊急支援事業補助金。これは対象となるのがユリ農家ということになりまして、県が3分の1、村が3分の1、受益者が3分の1ということで17万円の補助金を計上してあります。

続いて、農薬肥料価格高騰対策補助金2,200万円、これは村の単独事業となります。国の交付金を活用いたします。水田営農の支援ということで反当り2,000円を補助するというようにしてございます。

畜産振興費です。畜産施設復旧事業補助金1,050万円、養鶏場の復旧経費の補助であります。それから畜産飼料価格高騰対策補助金1,250万円、県の直接補助もございまして、それに加えて村でもトン当たり1,000円を補助するというようにいたしました。国の交付金を活用いたします。

農業農村整備事業費です。今回被災しました鮎谷の天神平上堤を廃止いたします。地元の意向によりまして廃止することになりました。その工事で1,500万円。関連する測量調査が400万円でありませす。

15ページ、お願いいたします。

2項林業費、補助金で、きのこ生産資材等支援補助金68万円、きのこの菌床の購入で、まず県の補助金が50万円を上限として制度がございます。そこで村でも50万円を上限として協調補助するという事にいたしました。残りの18万円につきましてはきのこの乾燥機の補助金でありまして、10分の3の補助率で村の単独で行うということでございます。

6款商工労働費1項商工観光費です。

補助金で被災中小企業等再建支援事業補助金1,500万円、被災されました事業所の支援でありまして、県でも補助制度ございます。そこに村で上乗せをいたします。県が3分の2、村が6分の1ということで、受益者は6分の1の負担ということになります。

それから、宿泊促進事業補助金660万円、これは復興応援キャンペーンとしておりまして、国の交付金を活用して事業を行うというものでございます。宿泊客を対象に関川村利用券を差し上げるというものであります。7,000円以上の宿泊で2,000円券、7,000円未満ですと1,000円券をそれぞれ進呈するという事で、全国旅行支援との併用も可能であるということにしております。

7款土木費4項下水道費です。

床上、床下浸水で被害のありました方々の下水道料金の減免分の補助ということで下水道事業会計への補助で550万円であります。

5項住宅費、修繕料100万円ではありますが、村営住宅を仮設応急住宅として使用してございます。退去時の修繕として100万円計上してあります。それからハウスクリーニング代といたしまして、施設維持作業委託料40万円計上してあります。

17ページです。

9款教育費2項小学校費、スクールカウンセラーの配置の関係です。県の派遣もございますが、少し不十分だということで、村で付け足しをいたします。会計年度任用職員報酬で11万円、費用弁償で1万円あります。

3項の中学校費につきましては、教員の休暇に伴う措置でございまして、主に部活動の対応分であります。会計年度任用職員報酬として20万円あります。

5項保健体育費、修繕料で30万円、高田プールの瓦礫撤去等の施設修繕であります。

10款の災害復旧費は測量調査委託で4,000万円計上いたしました。

9ページ、お願いいたします。9ページ、歳入です。

14款国庫支出金2項国庫補助金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を9,648

万7,000円充てるということでございます。生活困窮者自立相談支援事業国庫補助金、これは社協に委託します災害支え合いセンターの運営分で2分の1の補助で135万円です。価格高騰緊急支援給付金給付事業費国庫補助金、住民税非課税世帯の皆さんへの5万円の支給です。3,126万円。

15款県支出金2項県補助金です。農林水産業振興資金利子補給県補助金、これは2分の1で25万円。農業農村整備事業県補助金1,900万円、これは天神平の上堤の廃止工事に係るもので10分の10の補助率でございます。それから、農林水産業施設等災害復旧支援事業県補助金3,843万円、農業機械等の補助でありまして、県では農業者は10分の3、団体で10分の4というのが基本になってあります。それから農作物豪雨被害緊急支援事業県補助金8万3,000円、3分の1の補助率であります。きこ王国支援事業県補助金、これは25万円であります。

それから、18款繰入金基金繰入金で、財政調整基金は1億6,719万円を繰り入れるという予算組みにしております。

20款諸収入雑入です。村有施設共済金の受入で190万円、広報無線の屋外スピーカー修繕の関係で保険が一部入ります。それが190万円です。

8ページ、最後をお願いいたします。

第2表債務負担行為であります。

令和4年8月の豪雨により被害を受けた農業者等の経営の維持・安定を図るための新潟県農林水産業振興資金の融資に伴う利子補給ということで、期間が令和5年度から令和10年度まで。令和4年度分につきましては先ほど歳出で予算計上させていただきました。限度額は融資残高の0.825%に相当する額ということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 幾つかあります。1つずつやらせてください。

まず11ページ、地域振興費の中で工事請負費ですね、交通機関対策費、工事請負費、路線バス停留所看板設置工事というところで、道の駅と小学校前の停留所の看板設置というふうな説明を伺いましたが、これはあれですね、3月の定例会議でスクールバスを小学校前まで持っていくというところの停留所の設置だと思うんですが、その際に教育長の答弁で地域、学校、保護者、行政で協議をしながら進めていくという答弁をいただいていたかと思うんですが、その協議の結果について説明いただいてよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 今の質問にお答えします。

話合いの場を当初8月に予定しておりましたが、豪雨の関係で9月29日に実施いたしました。関

係者に経緯や詳細についてご説明申し上げ、そして質問、意見等をいただいでご理解をいただいたという。そして今後もその方向で進めるということで話し合いは終わりました。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） どういったご意見が出ましたか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） やはり安全確保のために信号機設置、あるいは街灯設置等でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 9年前に小学校統合の学校協議会が行われたときに、スクールバスでの児童たちの移送というテーマになったときに、やはり歩かせるべきじゃないかという意見がすごく出まして、その後3年後の基礎体力調査で関川小学校が県下でもワースト3番に入ったというのを踏まえて、体力維持にはどうなんだという話し合いがされたのを記憶しておりますが、そういった意見というのは出なかったですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） そういったことは出ませんでした。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 続きまして14ページ、農業振興費お願いします。

説明の13番農林水産業施設等災害復旧支援補助金、これは先ほど県の支出金のほうで総務課長のほうから個人で10分の3、団体で10分の4という説明があったんですけども、村の上乗せ分も同じ数字でよろしかったですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

個人というのが個々の農家さんという意味でございます。団体というのが地域で営農を組織化してやるという場合でございます。個人でやられる場合の県の補助金につきましては10分の3、そこに付け足しが村でも10分の3、同じ金額となります。団体になりますと、県が10分の4、村が同じく10分の4などございますが、ちょっと細々と中のところでいろいろと状態というか内容によっていろいろと変わる部分がございますので、ちょっとご質問のあれではないですが、相談会を以降開いて説明していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 15ページをお願いします。

観光振興対策費の4番ですね。宿泊促進事業補助金、こちらの利用券、宿泊費が7,000円以上が

2,000円の利用券、以下が1,000円の利用券ということでしたが、これは全国旅行支援と同時利用ができるということで、13日から東京都を除く全国で始まっている利用促進、東京都が20日からというところの内容かと思うんですが、全国旅行支援が新型コロナの予防接種3回以上の接種証明か陰性証明をもった利用ということなんですけれども、こちらの補助金に関してはそういった制約等々どういった感じになっておりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えします。

村として単独で行う部分については、そういった制約は設けないという格好でいきたいと思いません。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 14ページの農林水産業費の関係でお聞きします。

補助金の水田営農振興費のところの農薬肥料価格高騰対策補助金2,200万円、これは先ほどの説明で1反歩当たり2,000円という説明でしたけれども、これは水稲、稲作の対象でしょうか。また、申請方法などお聞かせ……1点ずつですか。対象の何というんでしょうか、農業種類といたしますか、それを教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、水稲のみということで考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） この関連なんですけど、これはあくまでも申請して補助という形を取るわけでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） その件につきましては、まずは村の一般会計から村の再生協議会に補助という形で交付を補助しまして、そちらから交付金という形で既に提出していただいている営農計画書を基にして本地面積になりますけれども、割当てをしまして交付するという形で、補助金申請というのがなかなか全農家さん煩雑になるものですから、その部分を簡略化してなるべく負担のないような形で交付をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君）

それでは次なんですけど、畜産振興の補助金のところで、歳出でしょうか。2の畜産施設復旧事業補助金で、養鶏場の修繕というような説明でしたけれども、この養鶏場は村内に幾つかございます

けれども、養鶏場名を教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、被災された養鶏業者さんでございますが、下沢養鶏さん、あと中東の大沼種鶏さんと、岩村養鶏さん、その3社となります。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） すみません。もう1点、その下に畜産飼料の価格高騰対策補助金ございまして、これはトン当たり1,000円ということですが、これの業種、養豚とか養鶏があるわけですが、その内容についてお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 対象となる業種といたしますか、そちらの方は酪農家さんいらっしゃいますし、肉牛の方もいらっしゃいます。あとは養豚、養鶏全ての畜産で考えております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。

私は11ページの下の方の集落施設等復旧事業補助金、このセンターだと思うんですけども、高田が例に挙がりましたが、他の集落名を教えてくださいんですけども。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えします。

村で把握してございます今の被災の状況からして、復旧に係る分としては上関のセンター、それから滝原の公会堂、高田の公会堂、そして高田ふるさと会館でも集落で整備をされた部分、そういった部分について対象として事業費を算定してございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君）

それでは14ページの方をお願いします。

一番下のほうで天神平の上堤廃止工事ですか。ため池だと思うんですけども、この廃止工事だと思うんですが、今回の水害で破堤してそれによる被害とかあったと思うんですけども、状況をちょっと教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、天神平の上堤のところは親子ため池になっておりまして、上と下があるんですが、上の方が破堤したという形でございまして、その破堤した影響というのは下の方の堤のほうで緩和されておりまして、人家等そういったところへの影響はござ

いませんでした。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 了解です。

次、18ページお願いします。

この一番下の方ですね。林道災害の復旧事業、測量調査委託料4,000万円上がっていますけれども、全て単独なんですけれども、起債等何か対象にならなかったんでしょうか。お聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、測量設計委託費についても、今後激甚災害ということで補助の対象になるのではございますけれども、今のところ金額等確定していないというところでまだ補助金の予算については計上しておりませんが、起債等ではなくて補助金のほうで対応していくというような形になろうかと思えます。大体2分の1ぐらいを想定しております。（「了解です」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） お願いします。

11ページの7の地域振興費のところ、商品券発行事業の関係です。

1人当たり1万5,000円の商品券を発行給付していただけるということですが、今後の大まかなスケジュールを教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

11月1日現在の村民に対して1人1万5,000円の商品券送付というのを想定して事業組みさせていただいております。商品券の印刷に約3週間程度かかることから、11月中・下旬ごろ皆様に配付し、2月末日までの利用という格好で今処理を進めさせていただいているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君）

12ページの社会福祉総務費の一番最後の負担金補助のところ、価格高騰緊急支援給付金3,000万円、これは1世帯5万円の非課税世帯ということですが、単純計算で600世帯分というふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） ご質問にお答えいたします。

600世帯を想定してございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 私からは11ページ、工事請負費で路線バス停留所看板設置ということですが

れども、看板設置場所とバスの進入ルートを教えていただきたいのですが。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、進入経路につきましてはこちら側からですと水車の脇から入る格好になります。第6駐車場として整備をさせていただきました歴史館の前に看板の設置を行う予定としております。また、小学校の脇、あそこだと体育館脇からずっと道路が続いておりますが、そちらのほうに1か所看板の設置をする予定でございます。

バスの経路につきましては、歴史館の前から小学校のほうに向かって入りまして、右折で子供を降ろしたらそのまま今度はの〜む前というか、ゆ〜むの脇に出てくるような格好で経路のほうを想定してございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） そうなると、今工事をされているということで、ほとんど完了したと思うんですけども、医師住宅、あそこの部分につきましてはどういった工事になるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） バスの運行事業者である新潟交通さんとも話をさせていただきまして、現状のままアスファルトの工事についてはさせてもらいますが、ほかはいじらずに運行できると判断をいただきましたので、そのように進めさせてもらっております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それで大変危険な状態になっていると思うんですが、先ほど関係者には説明しましたということでしたけれども、住民に対しての説明というのはされたのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） バスの運行経路に係る住宅の皆さんには担当が一軒一軒歩いて説明に伺っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 次に、18ページ。

保健体育施設費、高田のプールですけれども、これは括弧書きで維持補修費とありますが、これはまた来年の夏使えるような形にするということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今回、8月の豪雨で高田のプールに瓦礫等が来ましたので、その撤去等の費用としております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） では、プールはもう使用しないという方向でよろしいですか。そのまま。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 年数は分かりませんが、数年前からもう既に使っていない状態となっております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 17ページの教育費、学校管理費でお願いします。

スクールカウンセラーさんの県の報酬を補う意味で村がプラスするというご説明でしたが、このスクールカウンセラーというのは何人いらっしゃるって、どのような仕事をされたんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） スクールカウンセラーは1人です。県のほうからの配置が1人。その1人が関川校区と黒川校区ということで掛け持ちしてやってもらっている方です。その方にやはり今回の災害で子供たち、身体は大丈夫だったんですけども、精神的に大分不安な面がやっぱり見えるということで先生から要望をいただきまして、そのカウンセリングに当たってもらうということで考えております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第64号 令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議案第64号 令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第64号は、令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）でござ

います。

具体的な内容につきましては、建設課長から説明させます。

よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）について詳細を説明します。

第3条に定めた収益的収入第1款第1項営業収益から550万円を減額し、総額7,271万円。第1款第2項営業外収益に550万円を増額し、総額3億3,479万円とするものです。なお、第1款の総額に増減はございません。

また、収益的支出第1款第1項営業費用に25万円を増額し、総額3億6,052万円とするものです。802ページをお願いいたします。

収入から説明します。

1款1項1目下水道使用料から550万円を減額し、総額を7,270万円とするものです。これは、一般会計の補助金のところでも説明がありましたけれども、8月豪雨によって床下浸水以上の被害を受けた世帯及び事業所延べ630件に対しての4か月分の減免額になります。

1款2項2目他会計補助金につきましては、一般会計を先ほどの減免額の財源として受け入れるということで550万円を増額しまして、総額1億7,050万円とするものです。

次に、支出について説明します。

1款1項2目処理場費につきまして、8月豪雨災害に伴いまして時間外対応が増加いたしまして、今後委託料の不足が見込まれるということで25万円を追加しまして、総額を5,535万6,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第65号 令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第6、議案第65号 令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第65号は、令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算(第4号)でございます。

具体的な内容につきましては、建設課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 建設課長。

○建設課長(河内信幸君) 令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算(第4号)の詳細を説明します。

第3条に定めた収益的収入第1款第1項営業収益から700万円を減額し、総額を1億101万4,000円とし、1款2項営業外収益に700万円を増額し、総額を1億4,241万円とするものです。第1款の総額に増減はありません。

また、収益的支出第1款第1項営業費用に230万円を増額し、総額を1億8,595万3,000円とするものです。

902ページをお願いします。

次に、第4条に定めた資本的収入に2,514万円を増加し、総額9,024万円とし、資本的支出に2,265万円を増加し、総額1億8,475万円とするものです。

904ページをお願いいたします。

収益から説明します。

まず収入からですけれども、1款1項1目給水収益から、8月豪雨で床下浸水以上の被害を受けた世帯及び事業所延べ880件の4か月分の料金減免額700万円を減額し、総額を8,700万円とするものです。

1款2項1目他会計補助金に先ほどの財源として一般会計からの補助金ということで700万円を増

加し、総額7,700万円とするものです。なお、収益全体に増減はありません。

次に支出です。

1 款 1 項 原水及び浄水費に、電気料の値上がりにより不足が見込まれるということで230万円を増額し、総額1,811万5,000円とするものです。

905ページです。

続いて資本ですけれども、収入から説明いたします。

1 款 1 項 1 目 企業債ですけれども、8月豪雨災害復旧事業を実施するということで302万円を増加し、総額を5,312万円とし、1 款 2 項 補償料、工事補償料につきましては、金俣地内の県道改良事業が中止ということで移設補償料300万円が皆減となりました。

1 款 3 項 その他資本的収入130万円ですけれども、これは8月8日未明の落雷によりまして、片貝の配水区の取水井戸の水位計が故障し、その修理費の一部が損害保険から下りるということで130万円を増額して、総額を430万円とするものです。

1 款 5 項 国庫補助金ですけれども、これは新設をして災害復旧事業の実施により2,820万円を増額とするものです。

次に支出です。

1 款 1 項 1 目 水道建設費ですけれども、8月3日の豪雨により被災した上野原、それから内須川の水管橋の復旧工事費2,250万円を増額し、総額を9,160万円とするものです。

1 款 3 項 1 目 有形固定資産購入費ですけれども、これは新設です。上野原地内の災害復旧に伴いまして、配水管敷設をする用地費を購入するというもので15万円を増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長(渡邊秀雄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時06分 散 会